

第6 産業廃棄物

1 産業廃棄物

ア 発生状況と処理状況

「産業廃棄物」は大企業や大規模工場だけでなく、身近な様々な事業所からも排出され、種類が多く、処理方法も多様です。

平成17年度の横浜市における産業廃棄物発生量は、約1,135万トン（前年度比7.7%減少）です。中間処理等による減量化量は734万トン、再生利用量は約308万トン、埋立や海洋投入により最終処分される量は約94万トンとなっています。

産業廃棄物の発生量と処理状況の変化

（単位：千t/年）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
発生量	10,011	10,158	10,845	11,162	11,918	12,302	11,350
減量化量	5,835	6,228	6,743	7,145	7,589	7,758	7,339
再生利用量	2,203	2,285	2,730	2,875	3,033	3,073	3,076
最終処分(埋立,海洋投入)が必要な量	992	1,026	1,372	1,142	1,296	1,471	935

*13年度から、減量化量・再生利用量・最終処分量は市外での中間処理分を含めて推計しています。

イ 産業廃棄物の処分状況

最終処分の方法としては、埋め立て処分と海洋投入処分の2つの方法があります。

平成18年度に市内で埋め立て処分された量は、約45,500トンでした。内訳は、自己処分160トン、処分業者による処分約9,700トン、市による処分約35,600トンとなっています。

一方、海洋投入処分された量は、約869,000トンで、全て市内で発生した赤土及び建設汚泥（非水溶性無機性汚泥）です。

市内で稼働中の産業廃棄物最終処分場は、事業者及び民間処理業者が設置した施設がそれぞれ1施設、公共関与による施設が1施設あります。平成18年度末現在、民間処理業者の最終処分場については残容量が少なくなっており、かなり逼迫している状況になっています。

また、海洋投入処분을禁止するロンドン条約の批准等、環境保全のための法規制も厳しくなっています。

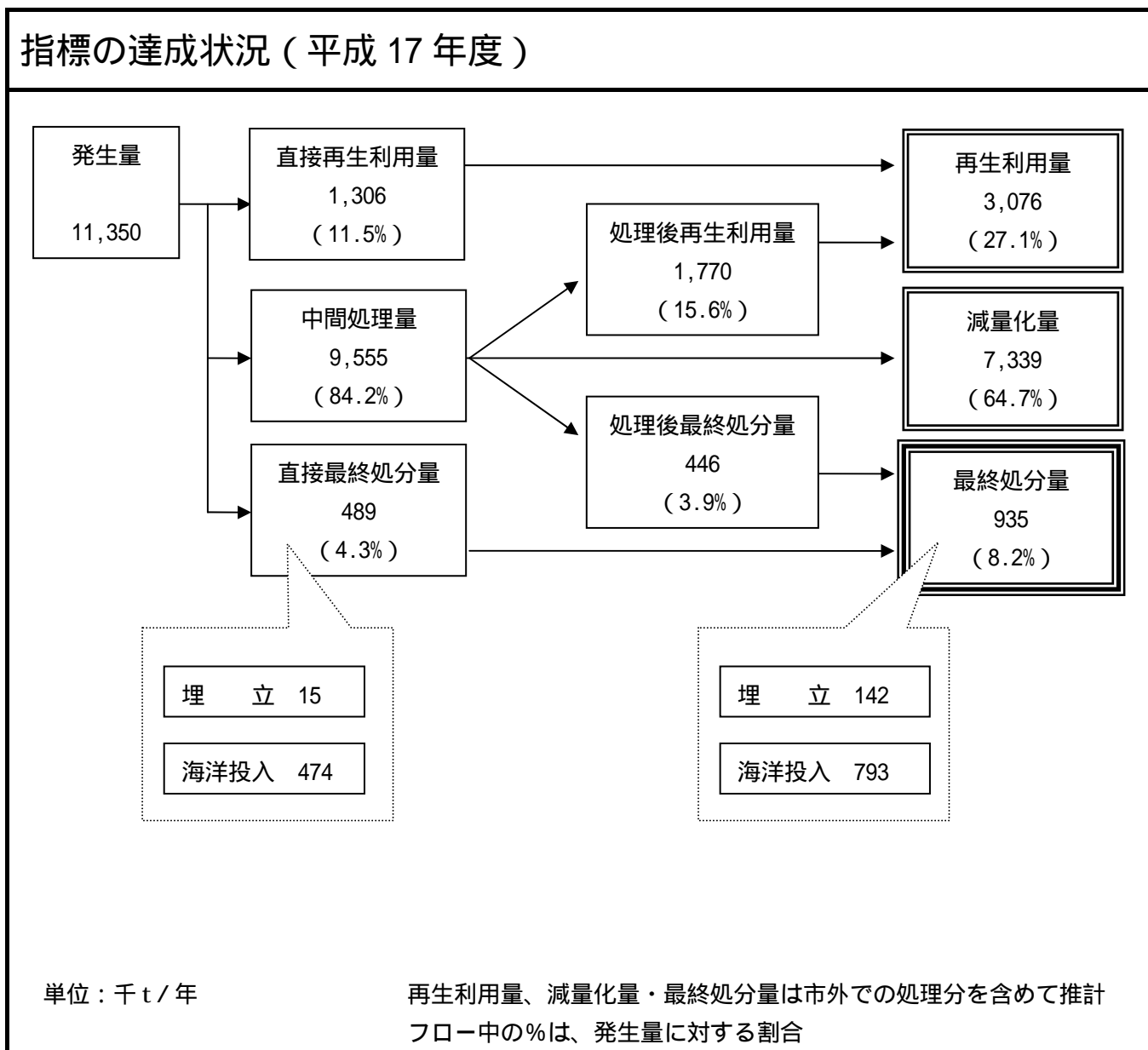
*ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年（昭和47年）に採択され、1975年（昭和50年）に発効。日本は1980年（昭和55年）に批准。

2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進

横浜市 環境目標	適正処理が確保され、資源化、減量化の促進により処分量が極力抑制されている。
-------------------------------	---------------------------------------

目標達成の ための指標	最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した 141 万トンに対し、その 23%を削減した 109 万トンとする。
------------------------	---



3 第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市では産業廃棄物行政の指針として、昭和60年から5年ごとに「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を策定しています。平成17年度に、第5次処理指導計画（平成18～22年度）を策定しました。

この計画に基づき、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用の推進、循環的な利用、適正処理の促進を図り、「循環型社会」の実現を目指します。そのために、排出事業者・処理業者・市民・行政が必要な情報を共有し、各々の役割を担い「循環型社会」の実現に向け協働していきます。

（参考）

（単位 千トン）

	平成15年度	平成18年度	平成22年度		目標
	実績値	推計値	推計値	推計値 ^(注)	
発生量	11,918(100%)	12,031(100%)	12,488(100%)	12,358(100%)	-
再生利用量	3,033(25.4%)	3,029(25.2%)	3,084(24.7%)	3,192(25.8%)	92%
減量化量	7,589(63.7%)	7,796(64.8%)	8,175(65.5%)	8,137(65.9%)	
最終処分量	1,296(10.9%)	1,206(10.0%)	1,229(9.8%)	1,029(8.3%)	8%

*カッコ内は各年度の発生量に対する割合

（注）平成22年度発生量推計値の業種別・廃棄物別に1%抑制し積算

4 不適正処理の監視・指導

平成17年4月1日から、不適正処理に対して迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OBを中心とした専従機動班を設置し、事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

苦情件数の推移

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	93	147	96	125	163

5 排出事業者指導

市内に約11万ある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。対象となるのは、有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・アスベスト等特殊な廃棄物を発生する事業所などであり、立入指導対象事業所の数は、約15,000です。これらの事業所を中心に立入指導を行って廃棄物の発生状況や処理・処分状況を指導監視しています。また、汚泥・燃え殻等については抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。平成18年度の事業所立入件数は567件で、分析調査は69（延べ80）検体行いました。

また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づいて、毎年1回産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出している約6,500事業所を対象に、処理・処分に関する報告書

を徴収しています。徴収した報告書は、事業所を指導するための資料として活用するとともに、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

6 処理業者指導

産業廃棄物処理業は「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業の4種類の許可区分に分類されます。(処分業とは、焼却・破碎などの中間処理、埋め立て、海洋投入です。)

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度
新規	568 (50)	581 (46)	598 (59)	588 (98)
変更	134 (18)	148 (19)	143 (14)	150 (24)
更新	584 (68)	867 (50)	821 (34)	773 (31)
合計	1,286 (136)	1,596 (115)	1,562 (107)	1,511 (153)

()は内数 = 特別管理産業廃棄物処理業
許可件数は許可内容(業の種類)ごとに集計

(2) 産業廃棄物処理業許可業者数

年度 許可内容	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末
収集運搬	4,917	5,079	5,273	5,477
収集運搬 中間処理	92	106	109	107
中間処理	19	18	21	18
収集運搬 最終処分	2	2	1	0
最終処分	1	1	1	2
合計	5,031	5,206	5,405	5,604

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して定期的に現地審査や立入指導を行っています。

7 最終処分指導

市内で埋立処分、海洋投入処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、排水処理施設の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

8 公共関与による処理処分施設

横浜市では公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧廃棄物最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

また、将来の廃棄物最終処分先を引き続き確保するため、南本牧埋立地において、新たな処分場の設置について手続きを進めていきます。

さらに、産業廃棄物のリサイクルを推進し最終処分量の減量化を図るため、神奈川県・川崎市とともに川崎市川崎区千鳥町に中間処理リサイクル施設を設置し、平成13年6月から受け入れを行っています。

9 特定廃棄物処分場跡地利用

産業廃棄物処分場跡地も様々な土地利用の対象になっています。その中で、例えば、過去の土地に関する情報把握が不十分なまま開発等が行われ、掘削工事段階で産業廃棄物処分場跡地であったことが判明して、トラブルとなるケースもあります。

そこで、平成15年度施行の「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において、特定廃棄物処分場設置者による処分場に関する記録の作成と、当該処分場跡地を利用する者による届出等について義務付けを行いました。

また、条例施行前の平成6年10月から既に「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」を施行し、これに基づく跡地利用指導も行ってきました。この要綱では、条例対象外の処分場（法規制対象外の処分場）も対象としており、着工前の事前調査や対策計画の事前承認等を義務付けています。

平成18年度は、条例の届出対象となる跡地利用はありませんでしたが、要綱に基づく跡地利用指導が5件ありました。

10 建設リサイクル法等に係る事務

建設系廃棄物の再資源化を進めるため、建設リサイクル法に基づく届出書等の審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。また、建築物等の解体における石綿対策等について指導を行っています。

さらに、建設リサイクル法では対象外となっている床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事についても、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、届出の審査及び現場パトロール等により分別解体及び石綿対策等の指導を行っています。

- ・ 建設リサイクル法：平成12年5月31日公布
平成14年5月30日本格施行
- ・ 指導要綱：平成17年11月14日制定
平成17年11月24日施行

届出等の件数

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法	届出	3,531	5,938	6,269	6,720	7,584
	通知	1,320	1,740	1,693	1,305	1,302
計		4,851	7,678	7,962	8,025	8,886
要綱		-	-	-	479	1,612
計		4,851	7,678	7,962	8,504	10,498
現地指導調査		87	516	318	252	376

11 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が実施されました。

更に、平成17年1月1日から使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行されました。

登録・許可業者数(平成19年3月末現在)

登録業者		許可業者	
引取業	1,015	解体業	60
フロン類回収業	151	破砕業	12